

大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給要綱

（目的）

- 第1条 新型コロナウイルス感染症及び原油価格の高騰の影響を受ける大阪府内に所在する私立の高等学校、中学校、小学校、幼稚園、専修学校、各種学校（以下「学校」という。）を設置する学校法人等（私立学校法（昭和24年法律第270号）第152条第5項の法人を含む。以下「設置者」という。）を支援することを目的とし、設置者に対し、「大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金」（以下「一時支援金」という。）を、予算の範囲内において支給することとし、その支給に関して、「大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給規則（令和4年大阪府規則第5号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 一時支援金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中「知事」とあるのは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

（支給の要件等）

- 第2条 規則第2条第1号及び第3条の規定による教育長が別に定める日は、令和7年5月1日とする。
- 2 規則第2条第1号の規定による教育長が別に定める対象学校は、令和7年度に大阪府私立高等学校等経常費補助金交付要綱、大阪府私立高等学校等経常費補助金（私立広域通信制高等学校運営費）交付要綱、大阪府私立幼稚園経常費補助金交付要綱、大阪府私立幼稚園教育研究費等補助金交付要綱、大阪府私立専修学校高等課程経常費補助金交付要綱、大阪府私立外国人学校振興補助金交付要綱のいずれかに定める補助金の交付決定を受けた学校とする。
- 3 規則第2条第2号の規定による教育長が別に定める教育活動は、幼児又は児童、生徒に対して学校が定める教育時間内に実施するものとする。

（支給額）

- 第3条 一時支援金の支給額は規則第3条に定める額とする。

（支給の申請）

- 第4条 一時支援金の支給を受けようとする設置者は、規則第4条の規定による申請について、次に掲げる書類を、教育長が別に定める日までに教育長に提出するものとする。
- 一 大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給申請書（様式第1号）
 - 二 前号に掲げるもののほか、教育長が必要と認める書類

(支給の決定の通知)

第5条 規則第6条による通知は、設置者への一時支援金の支払いをもって通知とみなす。

2 教育長は、規則第5条第1項の審査の結果、一時支援金を支給することが不適当であると認めたときは、理由を付して、大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金不支給決定通知書(様式第2号)により設置者に通知するものとする。

(支給の決定の取消通知)

第6条 規則第7条の規定による通知は、大阪府私立学校物価高騰対策一時支援金支給決定取消通知書(様式第3号)により設置者に通知するものとする。

(調査)

第7条 教育長は、一時支援金の支給に関し、必要な調査を行うことができる。

2 一時支援金の支給を受けようとする又は支給を受けた設置者は前項の調査に協力しなければならない。

(書類の保管)

第8条 支援金の支給を受けた設置者は、第4条に規定する書類及びその関係書類を当該一時支援金の支給の決定があった会計年度の終了後10年間保存しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、一時支援金の支給に関し必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年2月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和5年9月15日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和7年6月2日から施行する。